平成２２年（フ）第４８８号
仙台市若林区一本杉町21番11号　ホワイトキャッスル一本杉Ⅲ―205
債務者　三浦　陽子
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第８２４号
名古屋市南区前浜通３丁目21番地　五十鈴コーポビル403号
債務者　岡本　　光
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５号
三重県鈴鹿市高塚町1451番地の40、前住所三重県鈴鹿市徳田町1427番地の３
債務者　徳田晶比古
1　決定年月日時　平成22年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで　津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１０号
三重県津市久居中町366番地　中町団地Ｂ棟302号
債務者　佐藤美佐代こと　林　美佐代
1　決定年月日時　平成22年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで　津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１５号
三重県鈴鹿市北江島町14番６号
債務者　小林　孝和
1　決定年月日時　平成22年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで　津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２２号
三重県津市河芸町浜田553番地12、前住所三重県津市河芸町三行1163番地
債務者　西村ひとみ
1　決定年月日時　平成22年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで　津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３３号
三重県鈴鹿市弓削２丁目12番11号、前住所三重県鈴鹿市西條町486番地の１
債務者　金城　　学
1　決定年月日時　平成22年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで　津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３８号
三重県亀山市栄町1506番地30、前住所埼玉県川越市大字南大塚808番地１　コーポパワフル105号
債務者　前田　里枝（旧姓坂本）
1　決定年月日時　平成22年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで　津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４６号
三重県津市高茶屋小森町1087番地２　サニーホーム101号
債務者　江藤　博文
1　決定年月日時　平成22年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで　津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５３号
三重県鈴鹿市野町中２丁目19番５号
債務者　安井　知恵
1　決定年月日時　平成22年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで　津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３８１号
神戸市須磨区多井畑字東所３番地の４岩井文化202号
債務者　岡　　真理
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３８２号
神戸市垂水区塩屋町３丁目６番29号
債務者　谷矢　　徹
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４１０号
神戸市須磨区上細沢町39番地の１
債務者　加藤　竜夫
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２６３号
兵庫県尼崎市南武庫之荘２丁目32番17号　吉井文化
債務者　中島　房子
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第３０９号
兵庫県西宮市六湛寺町13番９号兵庫県立西宮病院、住民票上の住所兵庫県西宮市松籟荘２番11―207号
債務者　菊山　幸雄
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第４９号
鳥取県米子市夜見町3085番地21
債務者　山田ゆり子
1　決定年月日時　平成22年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第５８号
鳥取県米子市新開２丁目４番22号　２―102号
債務者　片山　幸子
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで　鳥取地方裁判所米子支部